

令和 8 年 第 6 回

定例総会 会議録

志布志市農業委員会

令和 8 年第 6 回 志布志市農業委員会総会議事録

招 集 年 月 日	令和 8 年 6 月 23 日 (火)					
招 集 の 場 所	志布志市役所有明庁舎 3 階会議ホール					
開 閉 会 の 日 時 及 び 宣 言	開 会	令和 8 年 6 月 23 日 午前 9 時 30 分				
	閉 会	令和 8 年 6 月 23 日 午前 10 時 28 分				
応（不応）招 委 員 並 び に 欠 席 委 員 ○ 出席 × 欠席 △ 不応招 公 公務欠席	議 席 番 号	氏 名	出欠 の別	議 席 番 号	氏 名	出欠 の別
	1	上野 克比古	○	11	神宮司 順子	○
	2	福岡 裕幸	○	12	畑山 豊子	○
	3	有馬 實彦	×	13	宮脇 茂樹	○
	4	萩迫 修作	○	14	平井 利昭	○
	5	吉野 寅三	○	15	坪山 博志	○
	6	坂中 則雄	○	16	平川 眞由美	○
	7	柳井 義郎	○	17	福岡 剛	○
	8	宮脇 勇	○	18	中之内 瑞穂	×
	9	隈元 健二	○	19	小園 広行	○
	10	栢山 信彦	○	20	福留 幸嘉	×
	会議録署名委員	席 番 19 番		小園 広行		席 番 1 番
職務のため出席 した者職氏名	事務局長		高野		事務局次長	圖師
	農地G S L		仮屋		主任主査	牛込
	主 事		花木		主 事	中吉
	主 事		河野			
委員会日程名	別紙のとおり					

農地利用最適化推進委員

番 号	氏 名	出欠 の別	番 号	氏 名	出欠 の別
1	脇田 廣昭	×	9	鎌田 勝利	×
2	工藤 雅彦	×	10	大田 唯春	○
3	嶽 利浩	○	11	本田 浩昭	×
4	今市 光則	×	12	春田 豊美	×
5	池袋 良子	×	13	圓福 悟	×
6	谷宮 誠實	×	14	垣内 りえ子	○
7	下山 重治	×	15	竹吉 雄二	×
8	道山 幸治	×	16	山下 直樹	×

会議に付した 事 件	議案第37号 農地法第3条の規定による許可申請について 議案第38号 農業振興地域整備計画変更協議に係る意見について 議案第39号 農地法第4条の規定による許可申請について 議案第40号 農地法第5条の規定による許可申請について 議案第41号 農用地利用集積等促進計画（案）の承認について 議案第42号 令和7年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況 その他事務の実施状況の公表について
-----------------------	--

議長	萩迫	ただいまから、令和8年第6回志布志市農業委員会定例総会を開会いたします。 有馬委員、中之内委員、福留委員から欠席の届出がございました。 日程第1、議事録署名委員の指名をいたします。 志布志市農業委員会、会議規則第24条の規定により、席番19番、小園委員と、席番1番、上野委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。 お諮りします。会期は本日1日限りとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。
会場 議長	委員 萩迫	(会場 異議なし) 異議なしと認めます。 よって、会期は本日1日限りと決定いたします。 日程第3、休会中の報告を行います。
委員	宮脇勇	最初に、宮脇勇委員の報告を2件まとめてお願いいたします。 〇〇さんの分ですが、やはり畑の一番際で、金額もあり、2人に話をしていますが、なかなかいい返事が返ってきません。引き続き、活動をいたします。 そして、〇〇さんの分ですが、これも今2件ほどあたっておりますが、まだ返事は返ってきていません。引き続き活動いたします。
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。 次に、福岡裕幸委員の報告をお願いいたします。
委員	福岡裕幸	会長より依頼のありました〇〇さんの分ですが、なかなか相手が見つからず、活動続けていますけど、引き続き活動を継続したいと思います。
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。 次に、隈元委員の報告をお願いいたします。
委員	隈元	〇〇さんの分ですが、なかなか話が進展していませんので、引き続き活動していきます。
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。 次に、小園委員の報告をお願いいたします。
委員	小園	〇〇さんの分ですけど、価格面でなかなか折り合いがつかずに難航しているところです。引き続き活動して参ります。以上です。
議長	萩迫	次に、私の関係分について報告いたします。 5月19日、鹿児島市にて、市町村農業委員会会長・事務局長等会議に、6月1日、蓬の郷にて、農業公社評議員会に出席、同日、事務打合せを、8日、議案打合せを、それぞれ事務局にて行いました。 以上で、報告を終わります。 次に、日程第4、議案第37号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。 まずは、5ページ、番号79番について審議いたします。番号79番は、令和8年第5回定例総会のあっせん成立番号8番で報告のあった許可申請であります。これにつきまして、何かご意見ございませんか。

会場 議長	委員 萩迫	(会場 なし) ご意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、ご異議 ございませんか。
会場 議長	委員 萩迫	(会場 異議なし) 異議なしと認めます。 次に、番号 80 番について審議いたします。番号 80 番の譲受人である〇〇 さんは、志布志市外に居住されているため、本日の総会に出席を要請してご ざいます。 本日は、〇〇さんが来られておりますので、〇〇さんの入室を許可いたし ます。
会場 議長 事務局	委員 萩迫 河野	(〇〇氏 入室) それでは、事務局の報告をお願いいたします。 それでは議案第 37 号、農地法第 3 条の規定による許可申請の番号 80 番に ついて、ご説明申しあげます。議案書は、5 ページ、総会資料は、5 ページ です。 まず譲渡人は、曾於市末吉町にお住まいの〇〇さん、66 歳で、譲受人は、 曾於市末吉町にお住まいの〇〇さん、59 歳です。 申請地は、記載されているとおりでございますが、田が 2 筆で 2,260 m ² で す。 また、耕うん機 1 台、自走式田植機 1 台、コンバイン 1 台を借りて営農す る予定です。 譲受人の〇〇さんは、確認したところ認定農業者ではないため、本日ご出 席いただいております。詳細につきましてはお尋ねいただければと思いま す。 〇〇さんの農業経営につきましては、総会資料 6 ページの営農計画書のと おりでございますが、奥さんのご両親と 3 名で畜産業をされており、申請地 には自家消費分の水稻を作付けすることです。 申請事由は、譲渡人につきましては農業廃止、譲受人につきましては新規 就農でございます。本人名義の取得が初めてのため、新規就農となります。 以上のことにより、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため 3 条の適 格者と思われます。また、周囲の状況からも支障はないと思われます。 以上で、番号 80 番について説明を終わります。 ご審議方、よろしくお願いいたします。 はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何かご意見ございませんか。 ちょっと、質問させてください。 59 歳ということですけども、畜産業、頑張ってください。 それから家から農地までの距離や通作時間を教えてもらえますか。 10 分くらいです。 畜産をされているとのことですが、今度買われる田は、普通水稻というこ とですけども、牧草等の土地は十分確保されているわけですか。 普通水稻を作付けしますが、裏作には牧草を栽培する予定です。
議長 委員	萩迫 福岡剛	
会場 委員	〇〇 福岡剛	
会場	〇〇	

議長	萩迫	他にご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	他にご意見もないようですので、〇〇さんには、ここで退席いただきます。お忙しいところ、ありがとうございました。
会場		(〇〇さん 退席)
議長	萩迫	他にご意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、ご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。
		次に、番号 81 番から、6 ページ、番号 83 番までにつきましては、譲受人が同一でありますので、一括して報告を受け、審議したいと思います。ご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。
		よって、番号 81 番から番号 83 番までにつきましては、一括して報告を受け、審議することといたします。
		それでは、平井委員の報告を 3 件まとめてお願いいたします。
委員	平井	会長より依頼がありました番号 81 番、番号 82 番、番号 83 番を報告いたします。
		まず、番号 81 番の譲渡人は、曾於郡大崎町にお住まいの〇〇さんで、譲受人は、有明町蓬原にお住まいの〇〇さんです。
		申請地は、議案書に記載されているとおりです。
		申請事由は、譲渡人につきましては、相手方の要望、譲受人につきましては、規模拡大でございます。
		譲受人宅から、車で 2 分のところにあります。
		次に、番号 82 番の譲渡人は、有明町蓬原にお住まいの〇〇さんで、譲受人は、有明町蓬原にお住まいの〇〇さんです。
		申請地は、議案書に記載されているとおりです。
		申請事由は、譲渡人につきましては、贈与、譲受人につきましては、受贈でございます。
		譲受人宅から、車で 3 分のところにあります。
		次に、番号 83 番の譲渡人は、有明町蓬原にお住まいの〇〇さんで、譲受人は、先ほどの番号 81 番と番号 82 番と同じく〇〇さんです。
		申請地は、議案書に記載されているとおりで、申請事由は、譲受人につきましては、贈与、譲受人につきましては、受贈でございます。
		譲受人宅から、車で 2 分のところにあります。
		〇〇さんは、認定農家ではありませんが、旦那さんと 2 人で、甘藷を栽培しており、申請地には、甘藷とブドウを作付けする予定とのことです。
		また、トラクター 2 台、甘藷用機械一式を保有しています。
		以上のことにより、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、3 条の適格者と思われます。また、周囲の状況からも支障はないと思われます。

議長	萩迫	ご審議方、よろしくお願いいたします。
会場	委員	はい、ご苦労さまでした。はじめに、番号 81 番につきまして、何かご意見ございませんか。
議長	萩迫	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、ご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。
議長	萩迫	次に、番号 82 番につきまして、何かご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、ご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。
議長	萩迫	次に、番号 83 番につきまして、何かご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、ご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。
議長	萩迫	次に、番号 84 番から、7 ページ、番号 85 番までにつきましては、譲受人が同一でありますので、一括して報告を受け、審議したいと思います。ご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。
議長	萩迫	よって、番号 84 番から番号 85 番までにつきましては、一括して報告を受け、審議することといたします。
委員	平川	それでは、平川委員の報告を 2 件まとめてお願いいたします。
委員	平川	会長より依頼のありました番号 84 番と番号 85 番を報告いたします。
委員	平川	議案書は、6 ページから 7 ページ、総会資料は、11 ページです。
委員	平川	まず、番号 84 番の譲渡人は、有明町野井倉の坪山集落にお住まいの〇〇さんで、譲受人は、有明町野神にあります株式会社〇〇 代表取締役〇〇さんです。
委員	平川	申請地は、議案書に記載されているとおりです。
委員	平川	法人事務所松山事務所から車で 20 分のところにあります。
委員	平川	申請事由は、譲渡人につきましては、相手方の要望、譲受人につきましては、規模拡大でございます。
委員	平川	次に、番号 85 番の譲渡人は、有明町野井倉にお住まいの〇〇さんで、譲受人は、先ほど番号 84 番と同じく株式会社〇〇さんです。
委員	平川	申請地は、議案書に記載されているとおりです。
委員	平川	法人事務所松山事務所から車で 20 分のところにあります。

		申請事由は、譲渡人につきましては、相手方の要望、譲受人につきましては、規模拡大でございます。 株式会社〇〇は、農地所有適格法人で、代表者と作業班 7 人の常時雇用者で、お茶を主に栽培しており、申請地にもお茶を作付するとのことです。 また、トラクター 1 台、乗用巻取機 2 台、摘採機 3 台、肥料散布機 1 台、防除機 1 台を保有されています。 以上のことにより、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、3 条の適格者と思われます。また、周囲の状況からも支障はないと思われます。 ご審議方、よろしくお願いいたします。
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。はじめに、番号 84 番につきまして、何かご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、ご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。
		次に、番号 85 番につきまして、何かご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、ご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。
		次に、番号 86 番について、審議いたします。それでは、同じく平川委員の報告をお願いいたします。
委員	平川	会長より依頼のありました番号 86 番を報告いたします。 議案書は、7 ページ、総会資料は、12 ページです。 譲渡人は、志布志町志布志にお住まいの〇〇さんで、譲受人は、有明町野神にお住まいの〇〇さんです。 申請地は、議案書に記載されているとおりです。 譲受人宅からは、徒歩 3 分のところにあります。 申請事由は、譲渡人につきましては、相手方の要望、譲受人につきましては、規模拡大でございます。 〇〇さんは、認定農業者であり、夫婦と 8 人の従業員で、お茶と甘藷を栽培されており、申請地には甘藷を作付する予定とのことです。 また、トラクター 9 台、ハーベスター 2 台を保有されています。 以上のことにより、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、3 条の適格者と思われます。また、周囲の状況からも支障はないと思われます。 ご審議方、よろしくお願いいたします。
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何かご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、ご異議

会場 議長	委員 萩迫	ございませんか。 (会場 異議なし) 異議なしと認めます。 次に、番号 87 番について、審議いたします。それでは、垣内委員の報告をお願いいたします。
	委員 垣内	会長より依頼のありました番号 87 番を報告いたします。 議案書は、7 ページ、総会資料は、13 ページです。 譲渡人は、福岡市博多区にお住まいの〇〇さんで、譲受人は、有明町野神にお住まいの〇〇さんです。 申請地は、議案書に記載されているとおりです。 譲受人宅からは、車で 15 分のところにあります。 申請事由は、譲渡人につきましては、相手方の要望、譲受人につきましては、規模拡大でございます。 〇〇さんは、夫婦でお茶とツバキを主に栽培しており、申請地には、お茶とツバキが作付してありました。 また、トラクター 1 台、耕運機 1 台、茶管理機 4 台を保有しています。 以上のことにより、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、3 条の適格者と思われます。また、周囲の状況からも支障はないと思われます。 ご審議方、よろしくお願いいたします。
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何かご意見ございませんか。 (会場 なし) ご意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、ご異議ございませんか。
会場 議長	委員 萩迫	
会場 議長	委員 萩迫	(会場 異議なし) 異議なしと認めます。 次に、8 ページ、番号 88 番について、審議いたします。それでは、同じく垣内委員の報告をお願いいたします。
委員	垣内	会長より依頼のありました番号 88 番を報告いたします。 議案書は、8 ページ、総会資料は、14 ページです。 譲渡人は、霧島市国分にお住まいの〇〇さんで、譲受人は、有明町野神にお住まいの〇〇さんです。 申請地は、議案書に記載されているとおりです。 譲受人宅からは、車で 10 分のところにあります。 申請事由は、譲渡人につきましては、贈与、譲受人につきましては、受贈でございます。 〇〇さんは、認定農業者であり、夫婦と従業員 3 人の計 5 名で、シキミを主に栽培しており、申請地にも、シキミを作付する予定とのことです。 また、マルチスプレーヤー 1 台、ドローン 1 台を保有しています。 以上のことにより、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、3 条の適格者と思われます。また、周囲の状況からも支障はないと思われます。 ご審議方、よろしくお願いいたします。

議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何かご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、ご異議 ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。
		次に、番号 89 番について、審議いたします。それでは、宮脇勇委員の報 告をお願いいたします。
委員	宮脇勇	会長より依頼のありました番号 89 番を報告いたします。
		議案書は、8 ページ、総会資料は、15 ページです。
		譲渡人は、有明町蓬原にお住まいの〇〇さんで、譲渡人は、有明町原田に お住まいの〇〇さんです。
		申請地は、議案書に記載されているとおりです。
		譲受人宅からは、車で 2 分のところにあります。
		申請事由は、譲渡人につきましては、贈与、譲受人につきましては、受贈 でございます。
		〇〇さんは、夫婦 2 人と従業員で、〇〇製茶を経営されており、お茶を主 に栽培しており、申請地にも、お茶を作付する予定とのことです。
		また、〇〇製茶を経営されておりますので、茶の機械一式を所有されてお ります。
		以上のことにより、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、3 条の 適格者と思われます。また、周囲の状況からも支障はないと思われます。
		ご審議方、よろしくお願いいたします。
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何かご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、ご異議 ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。
		次に、番号 90 番について、審議いたします。それでは、嶽委員の報告を お願いいたします。
委員	嶽	会長より依頼のありました番号 90 番を報告いたします。
		議案書は、8 ページ、総会資料は、16 ページです。
		譲渡人は、志布志市松山町新橋にお住まいの〇〇さんで、譲受人は、志布 志市松山町新橋にお住まいの〇〇さんです。
		申請地は、議案書に記載されているとおりです。
		譲受人宅からは、1 km 未満のところにあります。
		申請事由は、譲渡人につきましては、相手方の要望、譲受人につきましては、 規模拡大でございます。
		〇〇さんは、奥さんと 2 人で、水稻と甘藷を栽培しており、申請地には甘 藷やそばを作付する予定とのことです。

議長 萩迫 会場 委員 議長 萩迫 会場 委員 議長 萩迫 委員 畑山	また、トラクター2台、自走式田植え機2台、コンバイン1台、軽トラック、2トンダンプを所有しています。 〇〇さんは大工ですが、兼業での農業経験も10年以上あります。 以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため、3条の適格者と思われます。また、周囲の状況からも支障はないと思われます。 ご審議方、よろしくお願いいたします。 はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何かご意見ございませんか。 (会場 なし) ご意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、ご異議ございませんか。 (会場 異議なし) 異議なしと認めます。 よって日程第4、議案第37号、農地法第3条の規定による許可申請については、原案のとおり決定いたしました。 次に、日程第5、議案第38号、農業振興地域整備計画変更協議に係る意見についてを議題といたします。 まずは、10ページ、番号7番を審議いたします。現地を調査された畑山委員の報告をお願いいたします。 議案第38号、番号7番について報告いたします。 議案書は、10ページ、総会資料は、18ページから20ページです。 調査日は、6月4日、調査員は、坪山委員、垣内委員、そして私、畑山です。 譲渡人は、鹿児島市星ヶ峯〇〇番〇号にお住まいの〇〇さんで、譲受人は、志布志市有明町野井倉〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。 立会人は、行政書士の〇〇さんと農政畜産課の〇〇さんでした。 申請地の所在、地目、面積、周囲の状況等については、それぞれ議案書及び総会資料のとおりです。 場所は、市役所有明支所から、川西方面へ約2.5kmのところ、蓬原小学校方向に左折し、1.3km先にヘアサロンケンジがありますが、そちらの前を通過して、100m先を左折、90m先に進んだ左側です。 除外の目的は、一般住宅です。 現在、借家に住居していますが、子供たちが大きくなり、手狭になったために、申請地に住宅を建設したいということです。 排水は、下水道へ放流します。 雨水については、側溝へ流しますということです。 その他として、東側と北側は市道で、西側と南側が畑となっているので、日照とか通風などに、支障のないように、緩衝地帯を設けるということです。 また、周囲にブロックを積み、土砂の流出を防止し、敷地内の雨水などについて、集水桝により、反対側の道路の側溝へ流し入れ、被害が及ばないように対策を講じるということでありました。 申請地は、10ha以上の農地の広がりがあるため、第1種農地に該当します。
---	---

議長 会場 議長 会場 議長	萩迫 委員 萩迫 委員 萩迫	しかし、申請地は、集落の周辺部に位置し、農地転用が許可できる場合の集落接続施設の要件を満たしていると思われます。 以上のことにより、調査員協議の結果、農用地より除外してもやむを得ないのではないかと意見の一致を見ました。 ご審議方、よろしくお願いいたします。 はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何かご意見ございませんか。 (会場 なし) ご意見もないようですので、お諮りします。農用地区域からの除外を認めることに、ご異議ございませんか。 (会場 異議なし) 異議なしと認めます。 よって日程第5、議案第38号、農業振興地域整備計画変更協議に係る意見については、計画変更を認めるよう市長に提出することに決定いたしました。 次に、日程第6、議案第39号、農地法第4条の規定による許可申請についてを議題とします。
		まずは、12ページ、番号7番を審議いたします。 現地を調査された宮脇勇委員の報告をお願いいたします。 議案第39号、番号7番について報告をいたします。 調査日は、6月4日、調査員は、福岡剛委員、大田委員と私、宮脇です。 申請人は、志布志町安楽にお住まいの〇〇さんで、立会人は、〇〇さん本人と行政書士の〇〇さんでした。 申請地の所在、地目、面積、周囲の状況等については、それぞれ議案書及び総会資料21ページから24ページのとおりです。 場所は、尚志館高校の隣になります。 利用目的は、農家住宅です。 申請者は、市内で農業を営んでおり、居住のため申請人の父が建設し、その後、申請人に相続されたとのこと。 なお、現在、居住していることから、今回始末書を付して、申請することです。 申請地の農地区分は、道路で区切られた街区の面積に占める宅地の面積の割合が62%と40%を超えている区域である農地のため、第3種農地の街区4割超宅地化農地に該当します。第3種農地は原則許可です。 以上のことにより、調査員協議の結果、転用しても問題ないとの意見の一致を見ました。ご審議方、よろしくお願いいたします。
		はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何かご意見ございませんか。 (会場 なし) ご意見もないようですので、お諮りします。転用を認めることに、ご異議ございませんか。 (会場 異議なし) 異議なしと認めます。
議長 会場 議長 会場 議長	萩迫 委員 萩迫 委員 萩迫	

委員 宮脇勇	よって、日程第 6、議案第 39 号、農地法第 4 条の規定による許可申請については、転用を認めるよう県知事に進達することに決定いたしました。 次に、日程第 7、議案第 40 号、農地法第 5 条の規定による許可申請についてを議題とします。 まずは、14 ページ、番号 12 番を審議いたします。 現地を調査された宮脇勇委員の報告をお願いいたします。 議案第 40 号、番号 12 番について報告をいたします。 調査日は、6 月 4 日、調査員は、福岡剛委員、大田委員と私、宮脇です。 貸人は、志布志町安楽にお住まいの〇〇さんです。 借人は、志布志町安楽にお住まいの〇〇さんです。 立会人は、〇〇さん本人と行政書士の〇〇さんでした。 申請地の所在、地目、面積、周囲の状況等については、それぞれ議案書及び総会資料 25 ページから 28 ページのとおりです。 場所は、尚志館高校の隣です。 転用目的は、農家住宅です。 こちら先ほどの 4 条申請と一緒に、申請人が相続されたもので、現在居住されていることから、今回始末書を付して、追認で申請するとのこと。 申請地の農地区分は、先ほどと一緒に、道路で区切られた街区の面積に占める宅地の面積の割合が 62%と、40%を超えている区域内にある農地のため、第 3 種農地の街区内 4 割超宅地化農地に該当します。 第 3 種農地は原則許可です。 以上のことにより、調査員協議の結果、農地転用しても問題ないとの意見の一致を見ました。ご審議方、よろしくお願いいたします。
議長 萩迫 会場 委員 議長 萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何かご意見ございませんか。 (会場 なし) ご意見もないようですので、お諮りします。転用を認めることに、ご異議ございませんか。
会場 委員 議長 萩迫	(会場 異議なし) 異議なしと認めます。 次に、番号 13 番を審議いたします。 現地を調査された大田委員の報告をお願いいたします。
委員 大田	会長より依頼のありました議案第 40 号、番号 13 番について報告いたします。 調査日は、6 月 4 日、調査員は、宮脇委員、福岡委員と私、大田です。 貸人は、志布志市志布志町安楽にお住まいの〇〇さんです。 借人は、志布志市志布志町安楽にあります株式会社〇〇 代表取締役〇〇さんです。 立会人は、行政書士の〇〇さんでした。 申請地の所在、地目、面積、周囲の状況等については、それぞれ議案書及び総会資料のとおりです。 転用目的は、資材置場です。

		排水等は、入口道路側に側溝があり、雨水等はそちらに流してありました。 その他としまして、現在資材置場として使用されており、始末書を書いてもらっております。 申請地の農地区分は、道路で区切られた街区の面積に占める宅地の面積の割合が 62%と、40%を超えている区域内にある農地のため、第 3 種農地の街区内 4 割超宅地化農地に該当します。 第 3 種農地は原則許可です。 以上のことにより、調査員協議の結果、農地転用しても問題ないとの意見の一致を見ました。ご審議方、よろしくお願いいたします。 はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何かご意見ございませんか。 (会場 なし) ご意見もないようですので、お諮りします。転用を認めることに、ご異議ございませんか。 (会場 異議なし) 異議なしと認めます。 次に、番号 14 番を審議いたします。 現地を調査された福岡剛委員の報告をお願いいたします。 議案第 40 号、番号 14 番について報告いたします。 調査日は、6 月 4 日、調査員は、宮脇委員、大田委員と私、福岡です。 貸人は、志布志町安楽にお住まいの〇〇さんです。 借人は、志布志町安楽にお住まいの〇〇さんです。 立会人は、行政書士の〇〇さんでした。 申請地の所在、地目、面積、周囲の状況等については、それぞれ議案書及び総会資料のとおりです。 転用目的は、店舗及び駐車場です。 申請地と周囲の土地がすべて祖父母の土地であったため、土地境界や、地目の確認をしないまま、平成 21 年から、店舗用地として使用しており、今回、始末書を付しての申請となっております。 排水は、隣接公衆用道路側溝へ流すとのことでした。 申請地の農地区分は、道路で区切られた街区の面積に占める宅地の面積の割合が 62%と、40%を超えている区域内にある農地のため、第 3 種農地の街区内 4 割超宅地化農地に該当します。 第 3 種農地は原則許可です。 以上のことにより、調査員協議の結果、農地転用しても問題ないとの意見の一致を見ました。ご審議方、よろしくお願いいたします。 はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何かご意見ございませんか。 (会場 なし) ご意見もないようですので、お諮りします。転用を認めることに、ご異議ございませんか。 (会場 異議なし) 異議なしと認めます。
議長	萩迫	
会場	委員	
議長	萩迫	
会場	委員	
議長	萩迫	
委員	福岡剛	
議長	萩迫	
会場	委員	
議長	萩迫	
会場	委員	
議長	萩迫	

委員 福岡剛	次に、15 ページ、番号 15 番を審議いたします。 現地を調査された同じく福岡剛委員の報告をお願いいたします。 議案第 40 号、番号 15 番について報告いたします。 調査日は、6 月 4 日、調査員は、宮脇委員、大田委員と私、福岡です。 譲渡人は、志布志町安楽にお住まいの〇〇さんです。 譲受人は、志布志町安楽にお住まいの〇〇さんです。 立会人は、行政書士の〇〇さんでした。 申請地の所在、地目、面積、周囲の状況等については、それぞれ議案書及び総会資料のとおりです。 転用目的は、農家住宅です。 生活排水は合併浄化槽より、東側公衆用道路側溝へ流し、雨水等は同じく公衆用道路側溝へ流すとのことでした。 10 cm 程度盛土を行い、隣地への土砂流出を防ぐため、ブロックを積むとのことでした。 申請地の農地区分は、道路で区切られた街区の面積に占める宅地の面積の割合が 62% と、40% を超えている区域内にある農地のため、第 3 種農地の街区 4 割超宅地化農地に該当します。 第 3 種農地は、原則許可です。 以上のことにより、調査員協議の結果、農地転用しても問題ないとの意見の一致を見ました。ご審議方、よろしくお願いいたします。
議長 萩迫 会場 委員 議長 萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何かご意見ございませんか。 (会場 なし) ご意見もないようですので、お諮りします。転用を認めることに、ご異議ございませんか。
会場 委員 議長 萩迫	(会場 異議なし) 異議なしと認めます。 次に、番号 16 番を審議いたします。
委員 大田	現地を調査された大田委員の報告をお願いいたします。 会長より依頼のありました議案第 40 号、番号 16 番について報告いたします。 調査日は、6 月 4 日、調査員は、宮脇委員、福岡委員と私、大田です。 譲渡人は、秋田県男鹿市船越にお住まいの〇〇さんです。 譲受人は、志布志市志布志町安楽にお住まいの〇〇さんと〇〇さんです。 立会人は、行政書士の〇〇さんでした。 申請地の所在、地目、面積、周囲の状況等については、それぞれ議案書及び総会資料のとおりです。 転用目的は、一般住宅です。 排水は、合併浄化槽で処理をして、西側既存側溝へ放流するとのことでした。 その他として、隣接する 2 件の住宅はブロック塀で仕切られており、雨水等は、西側の既存側溝に流すとのことでした。

議長 萩迫 会場 委員 議長 萩迫 会場 委員 議長 萩迫 委員 坪山	申請地の農地区分は、道路で区切られた街区の面積に占める宅地の面積の割合が 44%と、40%を超えている区域内にある農地のため、第 3 種農地の街区 4 割超宅地化農地に該当します。 第 3 種農地は、原則許可です。 以上のことにより、調査員協議の結果、農地転用しても問題ないとの意見の一致を見ました。ご審議方、よろしくお願いいたします。 はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何かご意見ございませんか。 (会場 なし) ご意見もないようですので、お諮りします。転用を認めることに、ご異議ございませんか。 (会場 異議なし) 異議なしと認めます。 次に、番号 17 番を審議いたします。 現地を調査された坪山委員の報告をお願いいたします。 議案第 40 号、番号 17 番について報告いたします。 総会資料は、43 ページから 45 ページを参照ください。 調査日は、6 月 4 日、調査員は、畑山委員、垣内委員と私、坪山と、事務局 1 名でした。 譲渡人は、東京都世田谷区世田谷〇丁目〇〇番〇号〇〇にお住まいの〇〇さんです。 譲受人は、志布志市有明町蓬原〇〇番地にお住まいの〇〇さんです。 立会人は、鹿屋市の行政書士の〇〇事務所の〇〇さんでした。 申請地の所在、地目、面積、周囲の状況等については、それぞれ議案書及び総会資料のとおりです。 場所は、有明町の飯山のグリーンロードの信号機から市道飯山通山 1 号線の直線で南の方へ約 500m 道なりに進むと、右側にびろうの樹の病院がありますが、その手前、約 150m 手前の道路を右折、西方向へ直線で約 470m 行った右側にありました。 転用目的は、露天駐車場でございます。 申請の内容としましては、申請人は、通信設備や太陽光施設のメンテナンスを行っており、事業に必要な駐車場が不足することから、申請地を駐車場と進入路として整備するものでございます。 排水は、住宅入口の市道のところに 300 トラフが入っていますので、そこに流すということで、特に支障はないと思われます。 その他ですが、駐車場の排水は隣接する倉庫に、雨水が流入しないように勾配をつけてもらうよう指導しました。 申請地の農地区分は、10ha 以上の広がりもなく、土地改良事業も入っていないため、第 2 種農地のその他農地に該当します。 以上のことにより、調査員協議の結果、農地転用しても問題ないとの意見の一致を見ました。ご審議方、よろしくお願いいたします。 はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何かご意見ございませんか。
議長 萩迫	

会場 議長	委員 萩迫	(会場 なし) ご意見もないようですので、お諮りします。転用を認めることに、ご異議 ございませんか。
会場 議長	委員 萩迫	(会場 異議なし) 異議なしと認めます。 よって、日程第 7、議案第 40 号、農地法第 5 条の規定による許可申請に ついては、転用を認めるよう県知事に進達することに決定いたしました。 次に、日程第 8、議案第 41 号、農用地利用集積等促進計画(案)の承認に ついてを議題とします。 はじめに、利用権の設定について、事務局の説明を求めます。 議案第 41 号の農用地利用集積等促進計画(案)の利用権の設定分につい て、ご説明申し上げます。 議案書は、17 ページから 22 ページとなっております。 まずは議案書 17 ページの総括表の利用権の設定分をご覧ください。今回 の促進計画(案)は、始期が令和 8 年度の 9 月 1 日となるもので、鹿児島県 地域振興公社が中間管理権を取得し、耕作者に配分する農地の面積は、田が 60,088 m ² 、畑が 139,595 m ² 、樹園地が 17,074 m ² 、その他が 4,246 m ² で、合 計しますと 221,003 m ² となっております。農地の地権者数は 47 名、耕作者 となる配分予定者は 34 名です。 借り手となる耕作者は、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項の要件である耕作又は養畜の事業に供すべき農用地の全てを効率的に 利用し、必要な農作業に常時従事すると認められるため、特に問題はないと 考えます。 以上で、議案第 41 号、農用地利用集積等促進計画(案)の利用権の設定 分について説明を終わります。 ご審議方、よろしくお願いいたします。 ただいま事務局から説明がありましたが、18 ページ、番号 1 番につきまし ては、〇〇委員に関係がございますので、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定により、〇〇委員には、ここで退席をお願いいたします。
会場 議長	委員 萩迫	(〇〇委員 退席)
会場 議長	委員 萩迫	それでは、番号 1 番について、何かご意見ございませんか。
会場 議長	委員 萩迫	(会場 なし) ご意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、ご異議 ございませんか。
会場 議長	委員 萩迫	(会場 異議なし) 異議なしと認めます。ここで、〇〇委員の入室を許可いたします。
会場 議長	委員 萩迫	(〇〇委員 入室) 次に、番号 2 番につきましては、〇〇委員に関係がございますので、農業 委員会等に関する法律第 31 条の規定により、〇〇委員には、ここで退席を お願いいたします。
会場		(〇〇委員 退席)

議長	萩迫	それでは、番号 2 番について、何かご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、ご異議 ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。ここで、〇〇委員の入室を許可いたします。
会場		(〇〇委員 入室)
議長	萩迫	次に、番号 3 番につきましては、〇〇委員に関係がございますので、農業 委員会等に関する法律第 31 条の規定により、〇〇委員には、ここで退席を お願いいたします。
会場		(〇〇委員 退席)
議長	萩迫	それでは、番号 3 番について、何かご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、ご異議 ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。ここで、〇〇委員の入室を許可いたします。
会場		(〇〇委員 入室)
議長	萩迫	次に、番号 4 番から番号 14 番につきましては、〇〇委員に関係ござい ますので、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定により、〇〇委員には、 ここで退席をお願いいたします。
会場		(〇〇委員 退席)
議長	萩迫	それでは、番号 4 番から番号 14 番について、何かご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、ご異議 ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。ここで、〇〇委員の入室を許可いたします。
会場		(〇〇委員 入室)
議長	萩迫	次に、番号 15 番から 21 ページ、番号 100 番までと、機構管理農地、番号 1 番から 22 ページ、番号 25 番までと、17 ページの総括表につきまして、何 かご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようですので、お諮りします。これで決定することに、ご異 議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。
		よって、日程第 8、議案第 41 号、農用地利用集積等促進計画(案)の承認 については、提案のとおり決定いたしました。
		次に、日程第 9、議案第 42 号、令和 7 年度農業委員会の農地利用の最適 化の推進の状況その他事務の実施状況の公表についてを議題とします。事務

局の説明を求めます。

それでは、議案第 42 号、令和 7 年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について、ご説明いたします。

議案書 24 ページをご覧ください。

ローマ数字Ⅰの農業委員会の状況は、1の農業委員会の現在の体制、2の農家・農地等の概要につきましては、令和7年第4回定例総会の議案第31号で目標の設定をした際の数字でございます。

議案書 25 ページをご覧ください。

ローマ数字Ⅱの最適化活動の実施状況でございます。1の最適化活動の成果目標のうち、(1)の農地の集積に係る③の実績についてですが、新規集積面積につきましては、136.8haの目標に対し、36.1haとなり、累計の集積面積は3,830.9haとなったところです。集積率につきましては、63.4%となったところです。目標に対する達成状況は、99.9%でした。このことは、新規の集積面積が目標より大幅に少なかったですが、農地面積が農振除外等の要因により減少したことにより、概ね目標を達成できたと判断できる結果となっております。

農地の集積に係る委員会の点検結果としましては、関係機関のデータを引用した実績把握となっているため、関係機関との連携を密にしながら取り組んでまいりたいと考えております。また、事務局内におきましては、委員の皆様と連携した効果的な取組の在り方等について、検討していきたいと考えておりますので、引き続きよろしくお願いいたします。

(2)の遊休農地の発生防止・解消に係る③の実績ですが、26 ページをご覧ください。

既存遊休農地の解消実績面積につきましては、目標の31.8haに対し5.0haの実績となり、達成率は15.7%となっております。

また、新規発生遊休農地の解消実績面積につきましては、目標の97.6haに対し、31.5haの実績となったところです。

④のその他につきましては、昨年度実施していただいた利用状況調査、利用意向調査に係る実績を掲載しております。

遊休農地の発生防止・解消に係る委員会の点検結果としましては、遊休農地等の所在している状況や意向調査の結果等を踏まえ、地域計画策定に向けた目標地図に反映させるとともに、農地以外の粗放的利用の可能性等について検討していく必要があると考えるところでございます。

(3)新規参入の促進に係る③の実績ですが、27 ページをご覧ください。

新規参入者への貸付同意等を得た上で公表した農地面積につきましては、目標の46.5haに対し、119.3haの実績となり、達成率256.6%となっております。

新規参入者の状況につきましては、数値目標等はございませんが、20 経営体で、取得農地面積が21.9haとなったところでございます。

新規参入の促進に係る委員会の点検結果としましては、貸付同意の得られた農地に係る情報等を関係機関等での共有に努め、参入環境の向上を図ると

		ともに、集積・集約を図っていく必要があると考えるところでございます。 続きまして、2の最適化活動の活動目標でございます。 (1) 最適化活動を行う日数目標、月 10 日に対しての実績ですが、今回この公表分で公表する訳ではございませんが、委員皆様のご理解・ご協力もあり、実際に活動をしていただき、先般集計したところ、前年度より 0.3 日増え、9.4 日となる見込みでございます。目標の月 10 日まではもう一息ですので、引き続き活動へのご協力をお願い申し上げます。 (2) 活動強化月間の設定に係る②の実績は目標のとおり 3 回の実績、取組となっております。 ページをめくっていただき 28 ページ、(3) 新規参入相談会への参加の②の実績ですが、実績も 1 回となっており、目標の達成状況につきましては、記載のとおり期待通りの結果が得られたと考えております。 これらの結果を基に、推進委員等の点検・評価結果につきましては、活動日誌による活動日数や、利用権設定等による農地の集積や遊休農地の解消などに繋がったものを、それぞれ点数化し、大幅に上回った人数が 2 名、上回った人数が 16 名、期待どおりの人数が 7 名、やや下回った人数が 11 名となったところであります。 29 ページ、事務の実施状況でございます。 1 の総会、部会の開催実績、2 の農地法第 3 条に基づく許可事務、3 の農地転用に関する事務につきましては、令和 7 年度実績を記載しております。 4 の違反転用への対応に係る実績としましては、0.6ha の解消となっております。 以上で、議案第 42 号、令和 7 年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表についての説明を終わります。 ご審議方、よろしくお願い申し上げます。 ただいま事務局から説明がございましたが、これにつきまして、何かご意見ございませんか。
議長	萩迫	
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようですので、これで決定することにご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。
		よって、日程第 9、議案第 42 号、令和 7 年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表については、提案のとおり決定いたしました。 以上で、全日程を終了いたしました。これで、本日の会議を終了いたします。ご苦労様でした。

上記会議の経過は、事務局長高野が記載したものであるが、その内容に相違ないことを証明するため署名する。

議 長

委 員

委 員